

(現行) 計 画 書

藤沢都市計画地区計画の変更（藤沢市決定）

藤沢都市計画地区計画 Fujisawa サステイナブル・スマートタウン地区地区計画を次のように変更する。

名 称	Fujisawa サステイナブル・スマートタウン地区地区計画
位 置	藤沢市辻堂元町六丁目地内
面 積	約19.3ha
地区計画の目標	<p>本地区は、本市の6つの都市拠点の1つである藤沢駅周辺地区と辻堂駅周辺地区の中間に位置する大規模工場跡地において、「Fujisawa サステイナブル・スマートタウン」構想（以下「スマートタウン構想」という。）の実現をコンセプトとした、都市における低炭素化への先駆的な取組を推進する環境創造まちづくり拠点の形成を図る地区である。</p> <p>本地区計画は、まち全体の「CO2排出量を可能な限り削減」と「エネルギーの自給自足」を目指し、その実現に向けては「タウン・エネルギー・マネジメント」概念の導入による効率的な運用を推進し、あわせて、次のコンセプトに基づくまちづくりを進め、スマートタウン構想の実現を図ることを目標とする。</p> <p>1) 市民の協働・連携によるスマートタウン構想の実現</p> <p>2) 藤沢市の都市構造・都市機能の強化</p> <p>① 交通ネットワーク等の都市構造を強化し、新たな地域再生を図るために、地域が求める少子高齢社会を見据えた都市機能を補完する。</p> <p>② 地域のまちづくりと暮らしに貢献する機能や空間を整備し周辺環境との調和を図るとともに、開発地区全体として調和のとれた美しい街並みを形成する。</p> <p>③ 本地区北側の既存の緑地帯の保全・再生に努め、引地川の親水機能等を地域資源として活かしながら、新たに快適な環境・魅力的な景観を創造する。</p> <p>④ 防災・減災の視点からまちづくり機能を強化する。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>スマートタウン構想の実現を踏まえ、多様な機能を持つ地区を形成するために、土地利用を4つのエリアに分け、周辺環境との調和に配慮した市街地を形成することに留意した土地利用を転換・誘導し、住宅、中小規模商業施設、福祉・健康・教育施設等、多種多様な展開が可能となる複合的な土地利用を図るものとする。</p> <p>また、地域に貢献する防災、コミュニティ及び交流等の施設用地を位置づけ、防災・減災の視点から、地域に貢献する機能を強化するものとする。</p> <p>1) 低層住宅地区 周辺環境との調和に配慮し、良好な居住環境の確保を図る。</p> <p>2) 中高層住宅地区 良好な居住環境の確保を図るとともに、本地区北側の既存の緑地帯への空間配慮を行うものとする。</p> <p>3) 福祉・健康・教育地区 特別養護老人ホーム、保育所及び福祉、健康、教育施設等の土地利用を誘導する。</p> <p>4) 生活支援地区 居住者及び近隣居住者の生活サービスを提供する必要最小限の商業、業務等の土地利用を誘導する。</p> <p>5) その他 防災・減災、コミュニティ及び交流に資する機能とスマートタウンを発信する機能の導入を図る。</p>
公共施設等の整備の方針	<p>利用するすべての人が快適で安全に利用できる施設の整備を目指し、バリアフリーを含むユニバーサルデザイン化を積極的に推進するとともに、環境負荷低減に配慮した整備を行うものとする。</p> <p>1) 道路</p> <p>① 明治地区と辻堂地区を結ぶ新たな補助幹線道路を整備し、JR東海道本線により分断された南北交通の連絡強化を図るとともに、安全で効率的な交通環境の確保を図るものとする。</p> <p>② 安全性、利便性及び防災性等の観点から、周辺の既存道路ネットワークとの連携を図るとともに、通過交通を分離して、既存道路ネットワークの改善に寄与するよう地区内道路網を整備するものとする。</p> <p>③ 周辺地区との交通流入の抑制を図るための土地利用・区画道路計画とするとともに、沿道宅地と一体的な歩行者空間の形成を図るものとする。</p> <p>④ 本地区の有機的一体性を高め、安全かつ快適な歩行者動線を確保するため、主要な歩行者空間ネットワークを整備する。また、本地区外の生活道路と連携するよう、地域住民が利用しやすい歩行者空間ネットワークを形成するものとする。</p> <p>2) 緑地・公園等</p> <p>① 本地区北側の既存の緑地帯の保全・再生に努め、引地川緑地や近接する大荒久公園等と、本地区内の公園・緑道等との連続性に十分配慮した緑のネットワークの構築を図るものとする。</p> <p>3) その他</p> <p>① 景観への配慮とライフラインの円滑な供給の観点から、架空線等のない快適な空間・景観形成を行う。</p>
建築物等の整備の方針	<p>土地利用の方針の実現や環境負荷低減に向けて、建築物の用途の制限、高さの最高限度、敷地面積の最低限度など、地区特性に応じて必要な建築物等に関する事項を定めるものとする。</p> <p>また、個性とうるおいのある景観形成を図るため、建築物、工作物及び屋外広告物の形態、意匠及び色彩については、地区全体としての調和を図るものとする。</p>
環境配慮の方針	<p>自然再生エネルギーを有効活用するとともに、自然環境と共生するまちを実現するために、環境共生及び環境配慮に向けた取組を推進するものとする。</p> <p>1) 省エネ、創エネ、蓄エネによるまちぐるみCO2排出量削減やエネルギー自給率向上、自然再生エネルギーの有効活用、資源リサイクルに取組み、環境負荷低減に努めるものとする。また、その実現を図るため、エネルギー設備機器の導入に努めるものとする。</p> <p>2) 雨水貯留施設等を設置し、雨水流出抑制を図るとともに、生活用水の節水に努めるものとする。</p> <p>3) 地域の植生と生物多様性を考慮した緑化を図るものとする。また、敷地内及び建物の緑化、道路内の緑化による潤いのある環境形成に努めるものとする。</p> <p>4) カーシェアリング、バイクシェアリングなど環境負荷低減システムの導入に努めるものとする。</p> <p>5) 安全・安心なまちづくりを図るため、防犯対策に努めるものとする。</p>

(変更素案 赤：提案 青：市修正) 計 画 書

藤沢都市計画地区計画の変更（藤沢市決定）

藤沢都市計画地区計画 Fujisawa サステイナブル・スマートタウン地区地区計画を次のように変更する。

名 称	Fujisawa サステイナブル・スマートタウン地区地区計画
位 置	藤沢市辻堂元町六丁目地内
面 積	約19.3ha
地区計画の目標	<p>本地区は、本市の6つの都市拠点の1つである藤沢駅周辺地区と辻堂駅周辺地区の中間に位置する大規模工場跡地において、「Fujisawa サステイナブル・スマートタウン」構想（以下「スマートタウン構想」という。）の実現をコンセプトとした、都市における低炭素化への先駆的な取組を推進する環境創造まちづくり拠点を形成するとともに、子どもから高齢者まで多世代が共生する持続可能なまちづくりをめざす地区である。</p> <p>本地区計画は、まち全体の「CO2排出量を可能な限り削減」と「エネルギーの自給自足」を目指し、その実現に向けては「タウン・エネルギー・マネジメント」概念の導入による効率的な運用を推進し、あわせて、次のコンセプトに基づくまちづくりを進め、スマートタウン構想の実現を図ることを目標とする。</p> <p>1) 市民の協働・連携によるスマートタウン構想の実現</p> <p>2) 藤沢市の都市構造・都市機能の強化</p> <p>① 交通ネットワーク等の都市構造を強化し、新たな地域再生を図るために、地域が求める少子高齢社会を見据えた都市機能を補完する。</p> <p>② 地域のまちづくりと暮らしに貢献する機能や空間を整備し周辺環境との調和を図るとともに、開発地区全体として調和のとれた美しい街並みを形成する。</p> <p>③ 本地区北側の既存の緑地帯の保全・再生に努め、引地川の親水機能等を地域資源として活かしながら、新たに快適な環境・魅力的な景観を創造する。</p> <p>④ 防災・減災の視点からまちづくり機能を強化する。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>スマートタウン構想の実現を踏まえ、多様な機能を持つ地区を形成するために、土地利用を4つのエリアに分け、周辺環境との調和に配慮した市街地を形成することに留意した土地利用を転換・誘導し、住宅、中小規模商業施設、福祉・健康・教育施設等、多種多様な展開が可能となる複合的な土地利用を図るものとする。</p> <p>また、地域に貢献する防災、コミュニティ及び交流等の施設用地を位置づけ、防災・減災の視点から、地域に貢献する機能を強化するものとする。</p> <p>1) 低層住宅地区 周辺環境との調和に配慮し、良好な居住環境の確保を図る。</p> <p>2) 健康・住宅地区 周辺環境との調和に配慮し、良好な居住環境の確保を図るとともに、健康を通して本地区内及び周辺地域の住民の交流促進を図る。また、本地区北側の既存の緑地帯への空間配慮を行うものとする。</p> <p>3) 福祉・健康・教育地区 特別養護老人ホーム、保育所及び福祉、健康、教育施設等の土地利用を誘導する。</p> <p>4) 生活支援地区 居住者及び近隣居住者の生活サービスを提供する必要最小限の商業、業務等の土地利用を誘導する。</p> <p>5) その他 防災・減災、コミュニティ及び交流に資する機能とスマートタウンを発信する機能の導入を図る。</p>
公共施設等の整備の方針	<p>利用するすべての人が快適で安全に利用できる施設の整備を目指し、バリアフリーを含むユニバーサルデザイン化を積極的に推進するとともに、環境負荷低減に配慮した整備を行うものとする。</p> <p>1) 道路</p> <p>① 明治地区と辻堂地区を結ぶ新たな補助幹線道路を整備し、JR東海道本線により分断された南北交通の連絡強化を図るとともに、安全で効率的な交通環境の確保を図るものとする。</p> <p>② 安全性、利便性及び防災性等の観点から、周辺の既存道路ネットワークとの連携を図るとともに、通過交通を分離して、既存道路ネットワークの改善に寄与するよう地区内道路網を整備するものとする。</p> <p>③ 周辺地区との交通流入の抑制を図るための土地利用・区画道路計画とするとともに、沿道宅地と一体的な歩行者空間の形成を図るものとする。</p> <p>④ 本地区の有機的一体性を高め、安全かつ快適な歩行者動線を確保するため、主要な歩行者空間ネットワークを整備する。また、本地区外の生活道路と連携するよう、地域住民が利用しやすい歩行者空間ネットワークを形成するものとする。</p> <p>2) 緑地・公園等</p> <p>① 本地区北側の既存の緑地帯の保全・再生に努め、引地川緑地や近接する大荒久公園等と、本地区内の公園・緑道等との連続性に十分配慮した緑のネットワークの構築を図るものとする。</p> <p>3) その他</p> <p>① 景観への配慮とライフラインの円滑な供給の観点から、架空線等のない快適な空間・景観形成を行う。</p>
建築物等の整備の方針	<p>土地利用の方針の実現や環境負荷低減に向けて、建築物の用途の制限、高さの最高限度、敷地面積の最低限度など、地区特性に応じて必要な建築物等に関する事項を定めるものとする。</p> <p>また、個性とうるおいのある景観形成を図るため、建築物、工作物及び屋外広告物の形態、意匠及び色彩については、地区全体としての調和を図るものとする。</p>
環境配慮の方針	<p>自然再生エネルギーを有効活用するとともに、自然環境と共生するまちを実現するために、環境共生及び環境配慮に向けた取組を推進するものとする。</p> <p>1) 省エネ、創エネ、蓄エネによるまちぐるみCO2排出量削減やエネルギー自給率向上、自然再生エネルギーの有効活用、資源リサイクルに取組み、環境負荷低減に努めるものとする。また、その実現を図るため、エネルギー設備機器の導入に努めるものとする。</p> <p>2) 雨水貯留施設等を設置し、雨水流出抑制を図るとともに、生活用水の節水に努めるものとする。</p> <p>3) 地域の植生と生物多様性を考慮した緑化を図るものとする。また、敷地内及び建物の緑化、道路内の緑化による潤いのある環境形成に努めるものとする。</p> <p>4) カーシェアリング、バイクシェアリングなど環境負荷低減システムの導入に努めるものとする。</p> <p>5) 安全・安心なまちづくりを図るため、防犯対策に努めるものとする。</p>

(現行)

地区整備計画	建築物等に関する事項	配置及び規模の地区施設の	その他の公共施設			緑道1号 幅員30m 延長約18m 緑道2号 幅員10m 延長約96m 緑道3号 幅員10m 延長約10m 歩道状空地 幅員5m 延長約155m
		地区の区分	地区の名称	低層住宅地区A	低層住宅地区B	低層住宅地区C
		地区の面積		約13.7ha	約0.9ha	約0.8ha
	建築物等の用途の制限			次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建ての住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの 3 長屋又は共同住宅（3戸以上のものを除く。） 4 診療所 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 6 集会所（町内会等、一定の地区の住民を対象としたものに限る。） 7 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5で定めるものを除く。） 8 防災備蓄倉庫 9 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（1階部分のみをその用途に供するものに限る。）	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建ての住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの 3 長屋又は共同住宅（3戸以上のものを除く。） 4 診療所 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 6 集会所（町内会等、一定の地区の住民を対象としたものに限る。） 7 事務所又は店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの 8 前号の建築物に併設する動物病院又はペットショップ、小動物を対象とした宿泊施設でその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの 9 第7号の建築物に併設する工場（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 10 第1号から第7号までの建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5で定めるものを除く。） 11 防災備蓄倉庫 12 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（1階部分のみをその用途に供するものに限る。）	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建ての住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの 3 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 老人ホーム、保育所 5 診療所 6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 7 集会所（町内会等、一定の地区の住民を対象としたものに限る。） 8 事務所又は店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 9 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定めるもの 10 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5の5第1号から第3号までに掲げるものを除く。） 11 工場（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 12 危険物の貯蔵又は処理に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの 13 防災備蓄倉庫 14 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（1階部分のみをその用途に供するものに限る。）

(変更素案 赤：提案 青：市修正)

地区整備計画	建築物等に関する事項	配置及び規模の地区施設の	その他の公共施設			緑道1号 幅員30m 延長約18m 緑道2号 幅員10m 延長約96m 緑道3号 幅員10m 延長約10m 歩道状空地 幅員5m 延長約155m
		地区の区分	地区の名称	低層住宅地区A	低層住宅地区B	健康・住宅地区A
		地区の面積		約13.7ha	約0.9ha	約0.8ha
	建築物等の用途の制限			次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建ての住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの 3 長屋又は共同住宅（3戸以上のものを除く。） 4 診療所 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 6 集会所（町内会等、一定の地区の住民を対象としたものに限る。） 7 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5で定めるものを除く。） 8 防災備蓄倉庫 9 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（1階部分のみをその用途に供するものに限る。）	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建ての住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの 3 長屋又は共同住宅（3戸以上のものを除く。） 4 診療所 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 6 集会所（町内会等、一定の地区の住民を対象としたものに限る。） 7 事務所又は店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの 8 前号の建築物に併設する動物病院又はペットショップ、小動物を対象とした宿泊施設でその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの 9 第7号の建築物に併設する工場（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 10 第1号から第7号までの建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5で定めるものを除く。） 11 工場（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 12 危険物の貯蔵又は処理に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの 13 防災備蓄倉庫 14 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（1階部分のみをその用途に供するものに限る。）	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建ての住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの 3 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 老人ホーム、保育所 5 診療所 6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 7 集会所（町内会等、一定の地区の住民を対象としたものに限る。） 8 事務所又は店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 9 <u>スポーツの練習場</u> 10 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5の5第1号から第3号までに掲げるものを除く。） 11 工場（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 12 危険物の貯蔵又は処理に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの 13 防災備蓄倉庫 14 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（1階部分のみをその用途に供するものに限る。）

地区 区分	地区の 名称	低層住宅地区A		低層住宅地区B		低層住宅地区C			
		建築物の敷地面積の 最低限度	1 20平方メートル ただし、建築物の敷地が幅員4メートル未満の路地状部分のみによって建築基準法第42条第1項に定める道路に接する場合は、130平方メートルを建築物の敷地面積の最低限度とする。	次の各号に掲げる建築物の敷地面積については、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。 1 事務所若しくは店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるもの又は動物病院若しくはペットショップ、小動物を対象とした宿泊施設又は工場 2 前号に掲げる用途以外の建築物 120平方メートル ただし、建築物の敷地面積が幅員4メートル未満の路地状部分のみによって建築基準法第42条第1項に定める道路に接する場合は、130平方メートルとする。	次の各号に掲げる建築物の敷地面積については、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。 1 長屋、共同住宅、寄宿舍若しくは下宿(3戸以上のものに限る。)又は老人ホーム若しくは保育所又はボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定めるもの 500平方メートル 2 前号に掲げる用途以外の建築物 120平方メートル ただし、建築物の敷地面積が幅員4メートル未満の路地状部分のみによって建築基準法第42条第1項に定める道路に接する場合は、130平方メートルとする。	ただし、次の各号に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。 1 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 2 防災備蓄倉庫			
			建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から建築基準法第42条第1項に定める道路及び歩行者専用道路の境界線までの距離は、1メートル以上でなければならない。 ただし、次の各号に掲げる建築物の部分については、この限りでない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車又は自転車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 5 防災備蓄倉庫	壁面の位置の制限として定められた限度の線と建築基準法第42条第1項に定める道路及び歩行者専用道路の境界線との間の土地の区域については、次の各号に掲げる工作物を設置してはならない。 1 自動販売機 2 機械式駐車場 3 前2号に掲げる工作物に類するもの					
		建築物の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものとし、軒の高さは同項第7号に規定するものとする。	1 建築物の高さは、10メートルかつ階数は2を超えてはならない。 2 建築物の軒の高さは、7メートルを超えてはならない。	次の各号に掲げる建築物の高さの最高限度については、当該各号に掲げる数値を超えてはならない。 1 事務所若しくは店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるもの又は動物病院若しくはペットショップ、小動物を対象とした宿泊施設又は工場 (1) 建築物の高さ12メートル (2) 建築物の軒の高さ10メートル 2 前号に掲げる用途以外の建築物 (1) 建築物の高さ10メートルかつ階数は2 (2) 建築物の軒の高さ7メートル	次の各号に掲げる建築物の高さの最高限度については、当該各号に掲げる数値を超えてはならない。 1 長屋、共同住宅、寄宿舍若しくは下宿(3戸以上のものに限る。)又は老人ホーム若しくは保育所又はボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定めるもの 建築物の高さ12メートル 2 前号に掲げる用途以外の建築物 (1) 建築物の高さ10メートルかつ階数は2 (2) 建築物の軒の高さ7メートル	建築物の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものとし、軒の高さは同項第7号に規定するものとする。			
		1 建築物の高さは、10メートルかつ階数は2を超えてはならない。 2 建築物の軒の高さは、7メートルを超えてはならない。	次の各号に掲げる建築物の高さの最高限度については、当該各号に掲げる数値を超えてはならない。 1 事務所若しくは店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるもの又は動物病院若しくはペットショップ、小動物を対象とした宿泊施設又は工場 (1) 建築物の高さ12メートル (2) 建築物の軒の高さ10メートル 2 前号に掲げる用途以外の建築物 (1) 建築物の高さ10メートルかつ階数は2 (2) 建築物の軒の高さ7メートル	次の各号に掲げる建築物の高さの最高限度については、当該各号に掲げる数値を超えてはならない。 1 長屋、共同住宅、寄宿舍若しくは下宿(3戸以上のものに限る。)又は老人ホーム若しくは保育所又はボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定めるもの 建築物の高さ12メートル 2 前号に掲げる用途以外の建築物 (1) 建築物の高さ10メートルかつ階数は2 (2) 建築物の軒の高さ7メートル	建築物の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものとし、軒の高さは同項第7号に規定するものとする。				
		良好な緑地環境の形成を図るため、各地区における敷地面積の緑化率の最低限度を次のとおり定める。 緑化率の算定は、藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則(平成21年6月30日規則第24号)に定める緑地面積の算定方法及び植栽基準によるものとする。 また、壁面の位置の制限として定められた限度の線と建築物の敷地に接する歩行者専用道路の境界線との間の土地の区域は過半を緑化し、その延長は建築物の敷地が歩行者専用道路に接する延長の2分の1以上とする。	10分の1						
		1 緑のネットワークの構築に必要な本地区北側の既存の緑地帯を、保全・再生しなければならない。 ただし、防災上又は公益上やむを得ない場合は、この限りでない。 2 建築物の敷地の地盤面の高さは、土地区画整理法(昭和29年5月20日法律第119号)第98条第1項に規定する仮換地により使用若しくは収益を開始することができる日又は同法第103条第4項に規定する換地処分の日における地盤面の高さより変更してはならない。 ただし、開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為で、その規模が500平方メートル以上のものをいう。)によるもの又は整地、造園及び車庫の設置等のための必要最低限度の変更は、この限りでない。	1 緑のネットワークの構築に必要な本地区北側の既存の緑地帯を、保全・再生しなければならない。 ただし、防災上又は公益上やむを得ない場合は、この限りでない。 2 建築物の敷地の地盤面の高さは、土地区画整理法(昭和29年5月20日法律第119号)第98条第1項に規定する仮換地により使用若しくは収益を開始することができる日又は同法第103条第4項に規定する換地処分の日における地盤面の高さより変更してはならない。 ただし、開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為で、その規模が500平方メートル以上のものをいう。)によるもの又は整地、造園及び車庫の設置等のための必要最低限度の変更は、この限りでない。						

地区 区分	地区の 名称	低層住宅地区A		低層住宅地区B		健康・住宅地区A			
		建築物の敷地面積の 最低限度	1 20平方メートル ただし、建築物の敷地面積が幅員4メートル未満の路地状部分のみによって建築基準法第42条第1項に定める道路に接する場合は、130平方メートルを建築物の敷地面積の最低限度とする。	次の各号に掲げる建築物の敷地面積については、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。 1 事務所若しくは店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるもの又は動物病院若しくはペットショップ、小動物を対象とした宿泊施設又は工場 2,000平方メートル 2 前号に掲げる用途以外の建築物 120平方メートル ただし、建築物の敷地面積が幅員4メートル未満の路地状部分のみによって建築基準法第42条第1項に定める道路に接する場合は、130平方メートルとする。	ただし、次の各号に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。 1 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 2 防災備蓄倉庫				
			建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、 <u>辻堂5.9.6号線の境界線までの距離は、計画図に掲げる値以上、その他の</u> 建築基準法第42条第1項に定める道路及び歩行者専用道路の境界線までの距離は、1メートル以上でなければならない。 ただし、次の各号に掲げる建築物の部分については、この限りでない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車又は自転車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 5 防災備蓄倉庫	壁面の位置の制限として定められた限度の線と建築基準法第42条第1項に定める道路及び歩行者専用道路の境界線との間の土地の区域については、次の各号に掲げる工作物を設置してはならない。 1 自動販売機 2 機械式駐車場 3 前2号に掲げる工作物に類するもの					
		建築物の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものとし、軒の高さは同項第7号に規定するものとする。	1 建築物の高さは、10メートルかつ階数は2を超えてはならない。 2 建築物の軒の高さは、7メートルを超えてはならない。	次の各号に掲げる建築物の高さの最高限度については、当該各号に掲げる数値を超えてはならない。 1 事務所若しくは店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるもの又は動物病院若しくはペットショップ、小動物を対象とした宿泊施設又は工場 (1) 建築物の高さ12メートル (2) 建築物の軒の高さ10メートル 2 前号に掲げる用途以外の建築物 (1) 建築物の高さ10メートルかつ階数は2 (2) 建築物の軒の高さ7メートル	次の各号に掲げる建築物の高さの最高限度については、当該各号に掲げる数値を超えてはならない。 1 事務所若しくは店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるもの又は動物病院若しくはペットショップ、小動物を対象とした宿泊施設又は工場 (1) 建築物の高さ12メートル (2) 建築物の軒の高さ10メートル 2 前号に掲げる用途以外の建築物 (1) 建築物の高さ10メートルかつ階数は2 (2) 建築物の軒の高さ7メートル	建築物の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものとし、軒の高さは同項第7号に規定するものとする。			
		1 建築物の高さは、10メートルかつ階数は2を超えてはならない。 2 建築物の軒の高さは、7メートルを超えてはならない。	次の各号に掲げる建築物の高さの最高限度については、当該各号に掲げる数値を超えてはならない。 1 事務所若しくは店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるもの又は動物病院若しくはペットショップ、小動物を対象とした宿泊施設又は工場 (1) 建築物の高さ12メートル (2) 建築物の軒の高さ10メートル 2 前号に掲げる用途以外の建築物 (1) 建築物の高さ10メートルかつ階数は2 (2) 建築物の軒の高さ7メートル	次の各号に掲げる建築物の高さの最高限度については、当該各号に掲げる数値を超えてはならない。 1 事務所若しくは店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるもの又は動物病院若しくはペットショップ、小動物を対象とした宿泊施設又は工場 (1) 建築物の高さ12メートル (2) 建築物の軒の高さ10メートル 2 前号に掲げる用途以外の建築物 (1) 建築物の高さ10メートルかつ階数は2 (2) 建築物の軒の高さ7メートル	次の各号に掲げる建築物の高さの最高限度については、当該各号に掲げる数値を超えてはならない。 1 事務所若しくは店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるもの又は動物病院若しくはペットショップ、小動物を対象とした宿泊施設又は工場 (1) 建築物の高さ12メートル (2) 建築物の軒の高さ10メートル 2 前号に掲げる用途以外の建築物 (1) 建築物の高さ10メートルかつ階数は2 (2) 建築物の軒の高さ7メートル	建築物の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものとし、軒の高さは同項第7号に規定するものとする。			
		良好な緑地環境の形成を図るため、各地区における敷地面積の緑化率の最低限度を次のとおり定める。 緑化率の算定は、藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則(平成21年6月30日規則第24号)に定める緑地面積の算定方法及び植栽基準によるものとする。 また、壁面の位置の制限として定められた限度の線と建築物の敷地に接する歩行者専用道路の境界線との間の土地の区域は過半を緑化し、その延長は建築物の敷地が歩行者専用道路に接する延長の2分の1以上とする。	10分の1						
		1 緑のネットワークの構築に必要な本地区北側の既存の緑地帯を、保全・再生しなければならない。 ただし、防災上又は公益上やむを得ない場合は、この限りでない。 2 建築物の敷地の地盤面の高さは、土地区画整理法(昭和29年5月20日法律第119号)第98条第1項に規定する仮換地により使用若しくは収益を開始することができる日又は同法第103条第4項に規定する換地処分の日における地盤面の高さより変更してはならない。 ただし、開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為で、その規模が500平方メートル以上のものをいう。)によるもの又は整地、造園及び車庫の設置等のための必要最低限度の変更は、この限りでない。	1 緑のネットワークの構築に必要な本地区北側の既存の緑地帯を、保全・再生しなければならない。 ただし、防災上又は公益上やむを得ない場合は、この限りでない。 2 建築物の敷地の地盤面の高さは、土地区画整理法(昭和29年5月20日法律第119号)第98条第1項に規定する仮換地により使用若しくは収益を開始することができる日又は同法第103条第4項に規定する換地処分の日における地盤面の高さより変更してはならない。 ただし、開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為で、その規模が500平方メートル以上のものをいう。)によるもの又は整地、造園及び車庫の設置等のための必要最低限度の変更は、この限りでない。						

(現行)

(変更素案 赤：提案 青：市修正)

地区の区分	地区の名称	中高層住宅地区	福祉・健康・教育地区	生活支援地区
	地区の面積	約1.8ha	約1.0ha	約1.1ha
建築物等の用途の制限	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 保育所 3 診療所 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 5 集会所(町内会等、一定の地区の住民を対象としたものに限る。) 6 事務所又は店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 7 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定めるもの 8 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5の5第1号から第3号までに掲げるものを除く。) 9 工場(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。) 10 危険物の貯蔵又は処理に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの 11 防災備蓄倉庫 12 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの(1階部分のみをその用途に供するものに限る。)	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 一戸建ての住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 自動車教習所 4 畜舎(動物病院又はペットショップ、小動物を対象とした宿泊施設でその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のものを除く。)	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 一戸建ての住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 ホテル又は旅館 6 自動車教習所 7 建築基準法施行令第130条の7で定める規模の畜舎 8 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(準住居地域内に限る。)
	建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートル		
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1メートル、建築基準法第42条第1項に定める道路及び歩行者専用道路の境界線までの距離は、計画図に掲げる値以上でなければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物の部分については、この限りでない。 1 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 2 防災備蓄倉庫		
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面の位置の制限として定められた限度の線と建築基準法第42条第1項に定める道路及び歩行者専用道路の境界線との間の土地の区域については、次の各号に掲げる工作物を設置してはならない。 1 屋外広告物(地区の名称等を表示するもの又は地区の案内図等で、周囲の景観に調和し、かつ営利を目的としないものを除く。) 2 自動販売機 3 機械式駐車場 4 前3号に掲げる工作物に類するもの		

地区の区分	地区の名称	健康・住宅地区B	福祉・健康・教育地区	生活支援地区
	地区の面積	約1.8ha	約1.0ha	約1.1ha
建築物等の用途の制限	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 老人ホーム、保育所 3 診療所 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 5 集会所(町内会等、一定の地区の住民を対象としたものに限る。) 6 事務所又は店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 7 スポーツの練習場 8 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5の5第1号から第3号までに掲げるものを除く。) 9 工場(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。) 10 危険物の貯蔵又は処理に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの 11 防災備蓄倉庫 12 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの(1階部分のみをその用途に供するものに限る。)	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 一戸建ての住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 自動車教習所 4 畜舎(動物病院又はペットショップ、小動物を対象とした宿泊施設でその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のものを除く。)	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 一戸建ての住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 ホテル又は旅館 6 自動車教習所 7 建築基準法施行令第130条の7で定める規模の畜舎 8 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(準住居地域内に限る。)
	建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートル		
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1メートル、建築基準法第42条第1項に定める道路及び歩行者専用道路の境界線までの距離は、計画図に掲げる値以上でなければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物の部分については、この限りでない。 1 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 2 防災備蓄倉庫		
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面の位置の制限として定められた限度の線と建築基準法第42条第1項に定める道路及び歩行者専用道路の境界線との間の土地の区域については、次の各号に掲げる工作物を設置してはならない。 1 屋外広告物(地区の名称等を表示するもの又は地区の案内図等で、周囲の景観に調和し、かつ営利を目的としないものを除く。) 2 自動販売機 3 機械式駐車場 4 前3号に掲げる工作物に類するもの		

(現行)

地区整備計画	関連する物事に	地区の区分	地区の名称	中高層住宅地区	福祉・健康・教育地区	生活支援地区		
		建築物の最高限度	建築物の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものとし、軒の高さは同項第7号に規定するものとする。					
			建築物の高さは、45メートルを超えてはならない。			建築物の高さは、20メートルを超えてはならない。		
		建築物の緑化率の最低限度	良好な緑地環境の形成を図るため、各地区における敷地面積の緑化率の最低限度を次のとおり定める。緑化率の算定は、藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則(平成21年6月30日規則第24号)に定める緑地面積の算定方法及び植栽基準によるものとする。 また、壁面の位置の制限として定められた限度の線と建築物の敷地に接する歩行者専用道路の境界線との間の土地の区域は過半を緑化し、その延長は建築物の敷地が歩行者専用道路に接する延長の2分の1以上とする。					
10分の2			10分の1					
土地の利用に関する事項		<p>1 緑のネットワークの構築に必要な本地区北側の既存の緑地帯を、保全・再生しなければならない。ただし、防災上又は公益上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>2 建築物の敷地の地盤面の高さは、土地区画整理法(昭和29年5月20日法律第119号)第98条第1項に規定する仮換地により使用若しくは収益を開始することができる日又は同法第103条第4項に規定する換地処分の公告日における地盤面の高さより変更してはならない。 ただし、開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為で、その規模が500平方メートル以上のものをいう。)によるもの又は整地、造園及び車庫の設置等のための必要最低限度の変更は、この限りでない。</p>						

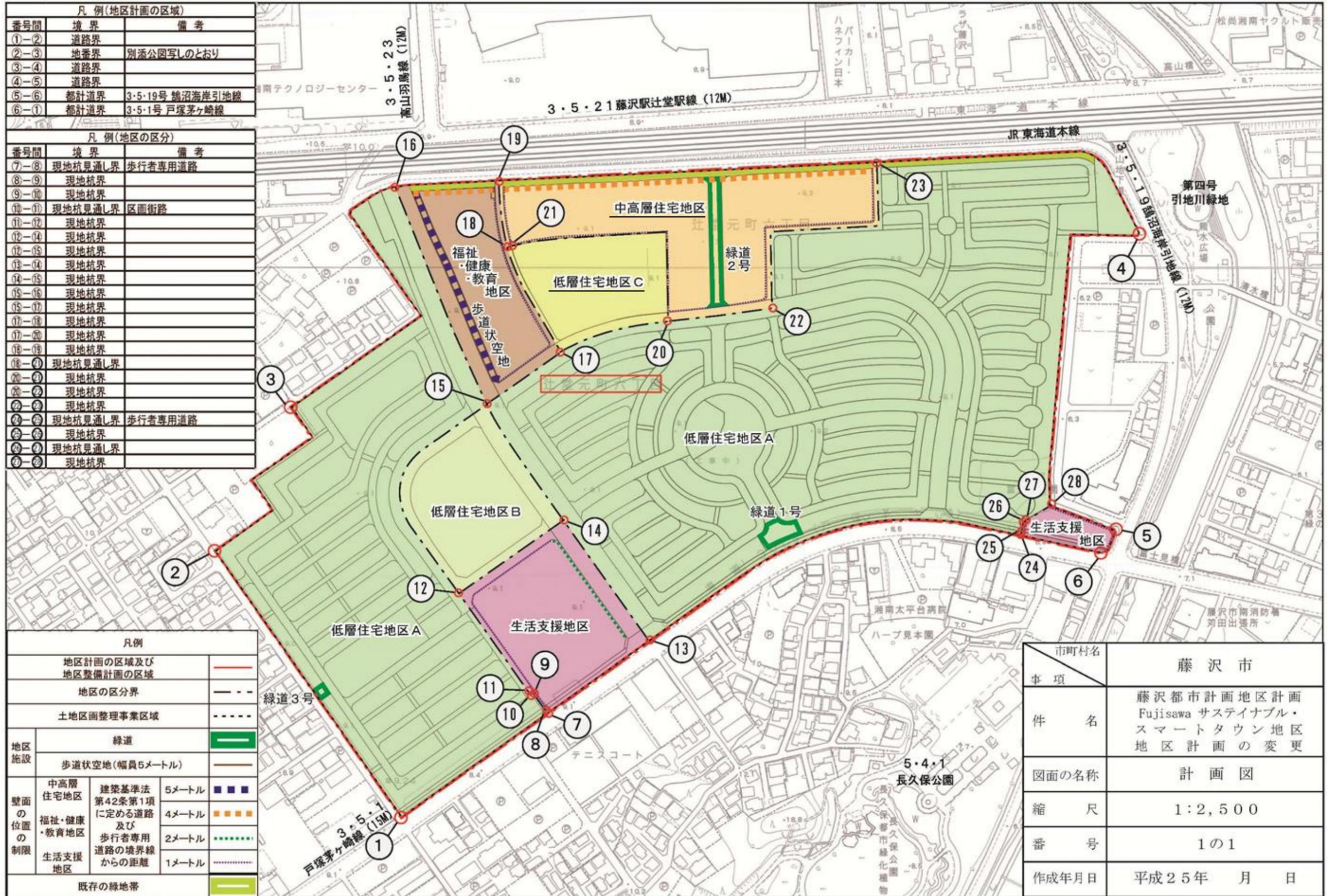
「区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり

(変更素案 赤：提案 青：市修正)

地区整備計画	関連する物事に	地区の区分	地区の名称	健康・住宅地区B	福祉・健康・教育地区	生活支援地区		
		建築物の最高限度	建築物の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものとし、軒の高さは同項第7号に規定するものとする。					
			建築物の高さは、45メートルを超えてはならない。			建築物の高さは、20メートルを超えてはならない。		
		建築物の緑化率の最低限度	良好な緑地環境の形成を図るため、各地区における敷地面積の緑化率の最低限度を次のとおり定める。緑化率の算定は、藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則(平成21年6月30日規則第24号)に定める緑地面積の算定方法及び植栽基準によるものとする。 また、壁面の位置の制限として定められた限度の線と建築物の敷地に接する歩行者専用道路の境界線との間の土地の区域は過半を緑化し、その延長は建築物の敷地が歩行者専用道路に接する延長の2分の1以上とする。					
10分の2			10分の1					
土地の利用に関する事項		<p>1 緑のネットワークの構築に必要な本地区北側の既存の緑地帯を、保全・再生しなければならない。ただし、防災上又は公益上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>2 建築物の敷地の地盤面の高さは、土地区画整理法(昭和29年5月20日法律第119号)第98条第1項に規定する仮換地により使用若しくは収益を開始することができる日又は同法第103条第4項に規定する換地処分の公告日における地盤面の高さより変更してはならない。 ただし、開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為で、その規模が500平方メートル以上のものをいう。)によるもの又は整地、造園及び車庫の設置等のための必要最低限度の変更は、この限りでない。</p>						

「区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり

(現行)



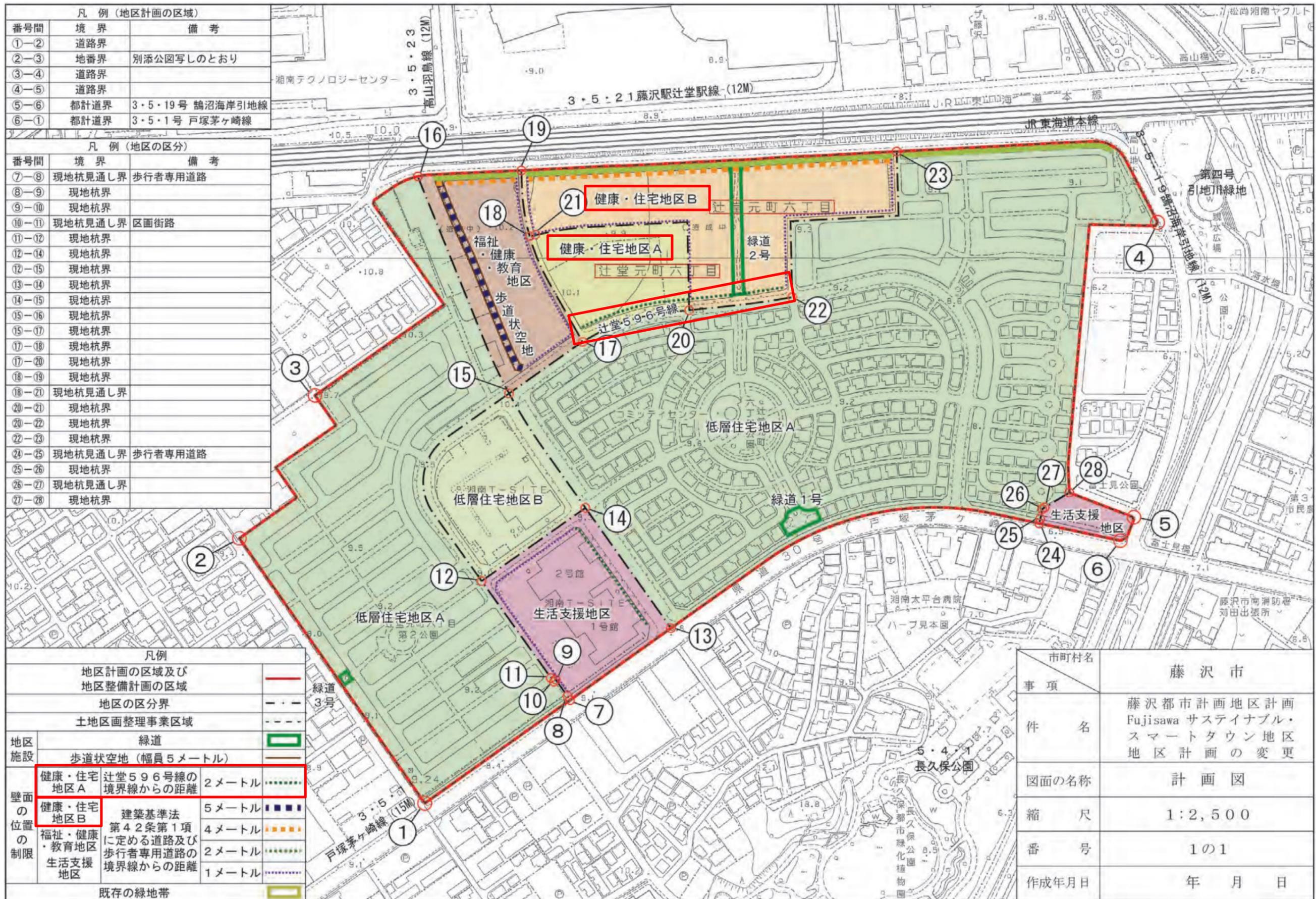
凡例(地区計画の区域)		
番号間	境界	備考
①-②	道路界	
②-③	地番界	別添図写しのとおり
③-④	道路界	
④-⑤	道路界	
⑤-⑥	都計道界	3・5・19号 鶴沼海岸引地線
⑥-⑦	都計道界	3・5・1号 戸塚茅ヶ崎線

凡例(地区の区分)		
番号間	境界	備考
⑦-⑧	現地杭見通し界	歩行者専用道路
⑧-⑨	現地杭界	
⑨-⑩	現地杭界	
⑩-⑪	現地杭見通し界	区画街路
⑪-⑫	現地杭界	
⑫-⑬	現地杭界	
⑬-⑭	現地杭界	
⑭-⑮	現地杭界	
⑮-⑯	現地杭界	
⑯-⑰	現地杭界	
⑰-⑱	現地杭界	
⑱-⑲	現地杭界	
⑲-⑳	現地杭見通し界	
⑳-㉑	現地杭界	
㉑-㉒	現地杭界	
㉒-㉓	現地杭界	
㉓-㉔	現地杭見通し界	歩行者専用道路
㉔-㉕	現地杭界	
㉕-㉖	現地杭見通し界	
㉖-㉗	現地杭界	

凡例			
地区計画の区域及び地区整備計画の区域		———	
地区の区分界		- - - - -	
土地区画整理事業区域		- · - · - · -	
地区施設	緑道	———	
	歩道状空地(幅員5メートル)	———	
壁面の位置の制限	中高層住宅地区	建築基準法第42条第1項に定める道路及び	5メートル
	福祉・健康・教育地区	歩行者専用道路の境界線からの距離	4メートル
	生活支援地区		2メートル
			1メートル
既存の緑地帯		———	

市町村名	藤 沢 市
事項	
件 名	藤沢都市計画地区計画 Fujisawa サステイナブル・ スマートタウン地区 地区計画の変更
図面の名称	計 画 図
縮 尺	1 : 2,500
番 号	1 の 1
作成年月日	平成25年 月 日

(変更素案 赤枠：提案 市による修正なし)



凡例 (地区計画の区域)		
番号間	境界	備考
①-②	道路界	
②-③	地番界	別添図写しのとおり
③-④	道路界	
④-⑤	道路界	
⑤-⑥	都計道界	3・5・19号 鶴沼海岸引地線
⑥-①	都計道界	3・5・1号 戸塚茅ヶ崎線

凡例 (地区の区分)		
番号間	境界	備考
⑦-⑧	現地杭見通し界	歩行者専用道路
⑧-⑨	現地杭界	
⑨-⑩	現地杭界	
⑩-⑪	現地杭見通し界	区画街路
⑪-⑫	現地杭界	
⑫-⑬	現地杭界	
⑬-⑭	現地杭界	
⑭-⑮	現地杭界	
⑮-⑯	現地杭界	
⑯-⑰	現地杭界	
⑰-⑱	現地杭界	
⑱-⑲	現地杭界	
⑲-⑳	現地杭見通し界	
⑳-㉑	現地杭界	
㉑-㉒	現地杭界	
㉒-㉓	現地杭界	
㉔-㉕	現地杭見通し界	歩行者専用道路
㉕-㉖	現地杭界	
㉖-㉗	現地杭見通し界	
㉗-㉘	現地杭界	

凡例		
地区計画の区域及び地区整備計画の区域		
地区の区分界		
土地区画整理事業区域		
地区施設	緑道	
	歩道状空地 (幅員5メートル)	
壁面の位置の制限	健康・住宅地区A	辻堂596号線の境界線からの距離 2メートル
	健康・住宅地区B	建築基準法 第42条第1項に定める道路及び歩行者専用道路の境界線からの距離 5メートル
	福祉・健康・教育地区	4メートル
	生活支援地区	2メートル
		1メートル
既存の緑地帯		

市町村名	藤沢市
事項	藤沢都市計画地区計画 Fujisawa サステイナブル・スマートタウン地区 地区計画の変更
件名	計画図
図面の名称	1:2,500
縮尺	1の1
番号	年月日
作成年月日	

Fujisawa サステイナブル・スマートタウン地区地区計画の変更に係る都市計画提案に対する評価書

評価項目	評価
<p>第1 藤沢市のまちづくりに 関する方針との整合</p>	<p>「藤沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、県全域における基本方針を「少子高齢化の進行や将来の人口減少社会の到来などに備え、…地域の個性を生かし、…次の世代に引き継げる持続可能な県土・都市づくりを実現する。」としています。また、本地区は、湘南都市圏域における基本方針では「複合市街地ゾーン」、方針附図では「住宅地」に位置づけられています。</p> <p>「藤沢都市計画都市再開発の方針」では、「周辺の良好な住宅地環境と調和し、また環境や防災に配慮した都市空間形成をめざし、大規模工場跡地において、複合都市機能の導入等、土地利用転換を図る。」としています。</p> <p>「藤沢市都市マスタープラン」では、将来都市像において、「市民ひとりひとりが、自由に交流連携しながら、自立して、健康にいきいきと暮らせる都市をめざします。」とし、辻堂地区構想では、「高齢者、子育て機能に対応した土地利用も視野に入れ、地域に配慮したまちづくりを進めます。」としています。</p> <p>「藤沢市市政運営の総合指針2024」では、基本目標において「日頃から文化・スポーツを楽しみ、…郷土への誇りや愛着を実感できる都市を目指します。」「住み慣れた地域において、すべての人が、健康で、安心して暮らし続けられるよう、きめ細かな保健、医療、福祉、介護をさらに充実させ、共に支えあう地域社会を築き、心身ともに健やかな暮らしが実感できる都市を目指します。」としています。</p> <p>本提案は、住宅系を中心とした複合市街地を形成する提案となっております。また、高齢者向けの居住施設の立地により、地区内に多様な居住形態を提供することで、住み替えによる世代循環の実現を図り、将来にわたって多世代が共生し続けられるまちをめざしています。また、地区内の福祉施設が充実することで、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境が整備される内容となっております。さらに、身近で手軽に運動ができる場を地域に提供することで、スポーツ・運動を通じた健康づくりが促進されるほか、多世代交流やコミュニティの活性化が地域の互助による地域福祉などにもつながることが期待されるなど、少子超高齢社会等の将来を見据えた「持続可能な都市づくり」をめざす提案となっております。まちづくりに関する方針と整合していると考えます。</p>
<p>第2 環境への影響に対する 配慮</p>	<p>今回の提案は、建物の規模に関する基準を変更する内容ではないことから、周辺への景観、日照等に影響の変化はないものと考えます。想定される建築計画による日照障害、風害等についても、調査等を行い周辺環境に著しい影響がない結果となっております。また、騒音や振動については、現在建築可能な用途との大きな差はなく、影響の変化はないものと考えます。交通面では、「老人ホーム」は、共同住宅と比較すると食材の搬入などサービス車両の増加が見込まれますが、一方で、居住者による自家用車利用は少なくなることから、影響は小さいものと考えます。</p> <p>今後、具体的な建築計画等を検討するに当たり周辺への影響など、現段階で予測し得なかった影響が確認された場合には、適切な措置を講じることが必要です。</p> <p>自然環境や生態系への配慮については、既に宅地造成が完了していることから影響の変化はありませんが、地区内の住環境の保全等を考慮したうえで、本地区北側の緑地帯の保全・再生に努め、周辺施設との緑のネットワークの構築に取り組む必要があります。</p>
<p>第3 まちづくりへの寄与</p>	<p>市全体に対しては、都市マスタープランに示す都市像である「健康にいきいきと暮らせる都市」や「個性ある地域で構成される都市」の実現と、藤沢市がめざす「健康寿命日本一」の実現に寄与していく提案となっております。地域周辺に対しては、本提案では、運動施設を周辺住民も利用可能とすることで、気軽に運動ができるようになるとともに、新たな高齢者向けの居住施設の立地により、住まいの選択肢を増やし状況に応じた暮らし方ができるようになることから、市民生活の質が向上するものと考えます。</p> <p>また、多世代共生や世代循環による持続可能なまちづくりの推進に寄与するほか、施設の運営に必要な職員、調理・清掃スタッフ等の多くの雇用も創出されるなどの地域経済への寄与も期待できます。ただし、介護職員の人材不足の課題もあることから、雇用に当たっては、周辺の介護施設への影響がないよう配慮が必要です。</p>

<p>第4 計画の合理性・実現性</p>	<p>本提案は、世代に偏りがある地区の現状や地区内の要望に加え、長期的な視点を踏まえた内容となっており、合理性があると考えます。また、運動施設については、地域コミュニティの活性化や地域住民の健康寿命の延伸に取り組めるよう、土地利用の方針にも「健康を通じた地域交流」が追加されており、提案内容が担保されるよう配慮されています。</p> <p>また、今回の提案において土地利用が検討される区域内には、景観計画において「風の道」として位置づけられている「緑道」がありますが、地区計画上、地区施設の位置づけは変更しないことから整備の担保性が維持されます。緑道の管理については現在と同様に、引き続き地区のマネジメント組織が携わることとされ、当該地の事業者も連携することが示されています。</p> <p>なお、実現に調整が必要な関係行政機関とは、これまでも市の関係各課等との調整が行われていますが、今後も県の福祉部局をはじめとする関係機関等と引き続き十分な調整を行う必要があります。</p>
<p>第5 周辺住民等との調整</p>	<p>提案者が地区内及び周辺住民を対象とした資料のポスティング及び説明会を実施し、市においても提案書の受理後に提案説明会を実施しています。説明会では、周辺の交通や施設内容に対する意見等がありましたが、提案の趣旨、変更の必要性について基本的な理解は得られていると考えます。</p>
<p>第6 適正な対象区域の設定</p>	<p>本提案には、区域の変更はありません。</p>
<p>総合評価</p>	<p>本提案は、地区の現状を捉えた上で、多世代が共生する将来を見据えた計画の変更を行う内容となっており、世代循環の実現や福祉の充実など、少子超高齢社会における持続可能なまちづくりにつながるものと評価できます。また、身近な運動施設の立地は、地域住民のニーズにも対応するもので、地域住民の生活の質や利便性を向上させるとともに、運動を通じた高齢者のフレイル予防や地域住民の健康づくりに加え、コミュニティの希薄化の課題に対し、多世代交流の促進やコミュニティの活性化も期待できるものと評価できます。ただし、今回提案された内容と市が策定する「Fujisawa サステイナブル・スマートタウンまちづくり方針」における地区の将来像との整合性を図るとともに、提案された内容を地区として将来にわたってめざしていくことを明確に位置づけるため、地区計画の目標については、一部修正する必要があります。</p> <p>以上のことから、提案された都市計画の内容は一部修正を加える必要があるものの適当であると判断します。</p> <p>なお、今後具体的な検討を進めていく際には、地区内の住民や周辺住民等に対し丁寧な説明を行うなど、より理解が得られるように努めてください。また、今回の提案では自動車による地区外からの来訪者が見込まれることから、事業実施に当たっては、住宅地への影響を考慮した動線の誘導や駐車場の配置を検討するとともに、地区周辺の交通状況を踏まえ自転車の利用促進やシャトルバスの運行を検討するなど、交通環境への負担軽減に努めてください。施設の管理・運営においても、地区内の住環境や周辺の交通環境等への十分な対策を検討するほか、風の道や緑のネットワークの維持に努めるとともに、地区内の世代を循環させ多世代が共生できるスキームを検討し、持続可能なまちづくりの実現に取り組んでください。</p>